

平成22年(2010年)8月27日



埼玉県報

第 2 2 1 3 号
平成 2 2 年 8 月 2 7 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県屋外広告物審議会規則を廃止する規則\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [元荒川土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [庄内古川悪水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [県道並木川崎線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道並木川崎線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [一般国道二百九十九号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道加須幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道加須幸手線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [建築協定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [がんセンター麻酔システム一式の購入に係る一般競争入札告示\(経営管理課\)](#)
- [小児医療センター血管X線撮影装置一式の購入に係る一般競争入札告示\(経営管理課\)](#)
- [長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示\(保健体育課\)](#)

規 則

埼玉県屋外広告物審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十二号

埼玉県屋外広告物審議会規則を廃止する規則

埼玉県屋外広告物審議会規則（平成十四年埼玉県規則第五百号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年九月二日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表公立高等学校等教員採用選考試験（一次）の項項目の欄中「試験別得点」の下に「論文試験」を加え、同表公立小・中学校等教員採用選考試験（一次）の項項目の欄中「試験別得点」の下に「論文試験及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年八月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいたま福祉ネット四季の郷
- 三 代表者の氏名
加藤 美智代
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市大字猿田三十七番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心身障害者、高齢者、地域住民に対する福祉・文化活動のサービス事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉就業支援システム

三 代表者の氏名

佐々木廣司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市東五丁目八番五―三百五号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、埼玉県民ならびに障害者、高齢者、中高年齢者に対して、職業能力の開発・形成のための講座の開設、ならびに、就業を促進させるための調査研究、交流活動などの事業を行いながら、就業情報を収集し、就業の機会を創出する支援事業により、産業・経済の発展と社会の安定に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、埼玉県民ならびに障害者、高齢者、中高年齢者、若年者に対して、職業能力の開発・形成のための講座の開設、ならびに、就業を促進させるための調査研究、交流活動などの事業を行いながら、就業情報を収集し、就業の機会を創出する支援事業により、産業・経済の発展と社会の安定に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人孝宏会

三 代表者の氏名

新井 初男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市瀬山六二九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢社会における日本にあって、市民参加と相互扶助の精神のもと、すべての市民が平和で豊かな社会生活を営むため、高齢者に対して健康作り、生き甲斐作り等の介護に関する事業、介護福祉ならびに介護予防に関する相談会および情報提供サービス等を行い、地域社会の活性化と文化的で健康的な市民社会を構築するための老人福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会

三 代表者の氏名

千葉 道子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一三番八号

五 定款に記載された目的

本会は、介護支援専門員が、その職務を職域・所属の枠を超え、職業倫理及び専門性の確立と介護支援サービスに関する知識・技能の普及に努め、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、関係機関・団体との連携のもと、介護保険制度の円滑な運営と充実および啓発を図り、もって一般市民や要介護者及びその家族等の生活全般及び保健・医療・福祉の向上並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープニッ宮店

上尾市ニッ宮九百二十七番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

生活協同組合さいたまコープ 代表理事 理事長 佐藤利昭

さいたま市南区根岸一丁目五番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

生活協同組合さいたまコープ 代表理事 理事長 佐藤利昭

さいたま市南区根岸一丁目五番五号 他未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年四月十四日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千五百二十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第千六百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん籠原店

熊谷市大字拾六間字前原六百三 四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏

群馬県館林市下早川田町七百番地

有限会社第一フローリスト 代表取締役 澤田将信

熊谷市筑波三 百五十七

株式会社前原商事 代表取締役 前原章宏

群馬県館林市下早川田町七百番地

（変更後）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

有限会社第一フローリスト 代表取締役 澤田将信

熊谷市筑波三 百五十七

ハ 変更年月日

平成二十一年七月一日

二 届出年月日

平成二十二年八月十三日

ニ 縦覧期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん北本店

北本市北中丸一丁目七十五 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏

群馬県館林市下早川田町七百番地

（変更後）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏

群馬県館林市下早川田町七百番地

（変更後）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

ハ 変更年月日

平成二十一年七月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年八月十三日

三 縦覧期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

六 意見書提出期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第千百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん加須浜町店

加須市浜町十四 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所

代表者の氏名

（変更前）浅野努

朝霞市栄町三丁目七番三十八 五百二号

（変更後）浅野努

東京都文京区春日二丁目二番六 九百三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏

群馬県館林市下早川田町七百番地

（変更後）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

ハ 変更年月日

平成二十一年七月一日 他

ニ 届出年月日

平成二十二年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年十二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	須賀 繁司	さいたま市岩槻区大字末田 二一八七番地三

告 示

埼玉県告示第千百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内古川悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所	
理事	三ツ林 隆志	幸手市大字千塚	四九〇番地

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

熊谷市千代字萩山南二八四の七から二八四の十まで

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

入間市大字寺竹字東桂一二二七の三、一二二七の四、一二二七の六、一二二七の七

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 池田秀生

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 並木川崎線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
川越市大字木野目字江川一八一 ○番四地先から ふじみ野市大字坂下五六七番三 地先まで			区 間
一〇・〇〇m } 二〇・一〇m	一六・八〇m } 二九・八七m	敷地の幅員 (メートル)	
一六〇・〇〇m	二二二・五〇m	延長 (メートル)	
平成一九年一月一九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で設置した川崎橋架換の為の仮橋及び迂回路の撤去である。併せて、道路予定区域の一部を変更する。A及びBは関係図面に表示する敷地の区分である。			備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長

池 田 秀 生

並木川崎線	路線名
川越市大字木野目字江川一八一〇番四地先から ふじみ野市大字坂下五六七番三地先 まで	供用開始の区間
平成二十二年八月二十七日	供用開始の期日
延長 二・二・五〇メ ートル	備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

<p style="text-align: center;">二百九十九号</p>	<p style="text-align: center;">路 線 名</p>
<p style="text-align: center;">秩父郡小鹿野町三山字半平一〇四四 番地先から同郡同町三山字半平九八 二番一地先まで</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の区間</p>
<p style="text-align: center;">平成二十二年八月二十七日</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の期日</p>
<p style="text-align: center;">○メートル 延長一〇二・四</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p>平成二十二年八月一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一七地先まで	久喜市八甫字天王川一四三九番一 地先から同市八甫字堤外三〇五八番	区 間
六一・〇〇	一九・九〇	敷地の幅員 (メートル)
	三四九・〇〇	延 長 (メートル)
	平成十年六月五日付け埼玉県告示第七 百六十三号で告示した道路区域の一部 変更である。	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	久喜市八甫字天王川一四八八番一 地 先から同市八甫字内野八八五番一 地	区 間
二二・〇〇 五三・七七	二二・〇〇 六二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	一〇二七・〇〇	延 長 (メートル)
	平成十年六月十二日付け埼玉県告示第 八百十八号で告示した道路区域の一部 変更である。	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

路線名	さいたま栗橋線
供用開始の区間	久喜市八甫字天王川一四三九番一地先から同市八甫字堤外三〇五八番一七地先まで
供用開始の期日	平成二十二年八月二十九日 午後四時
備考	延長 三四九・〇〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

<p>加須幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市八甫字天王川一四八八番一地先から同市八甫字内野八八五番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年八月二十九日 午後四時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇一七・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目九番十号 北 脇 斗 支 也

二 建築協定区域

ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目五番五十三外七十七筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年七月二十一日

指令川建セ第二二〇〇三二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年八月二十四日

川建セ第二二〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字下小見野字宮ノ町八九七 五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市箭弓町一丁目一〇番一二号 STビル403

中島 征也

比企郡川島町大字下小見野九〇二番地二

中島 亜紀子

告 示

埼玉県病院事業告示第十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

麻酔システム一式 3台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年3月18日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県病院局経営管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330 - 0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 - 6 - 5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 822 - 1748 (直通) ファクシミリ048 - 822 - 1754

(2) 仕様に関する問い合わせ先

〒362 - 0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818

埼玉県立がんセンター用度担当 関口

電話048 - 722 - 1111 ファクシミリ048 - 722 - 1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月7日(木)午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月6日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成22年10月7日(木)午後3時15分

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の

規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年9月17日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年9月21日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Anesthesia Apparatus System

(2) Time-limit for tender:

3:00 p.m., October 7, 2010 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., October 6, 2010)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

告 示

埼玉県病院事業告示第十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

血管 X 線撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年3月15日(火)まで

(4) 納入場所

埼玉県病院局経営管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330 - 0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 - 6 - 5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 822 - 1748 (直通) ファクシミリ048 - 822 - 1754

- (2) 仕様に関する問い合わせ先

〒339 - 8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100

埼玉県立小児医療センター 業務部長 増田

電話048 - 758 - 1811 ファクシミリ048 - 758 - 1818

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

- イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月7日(木)午前11時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月6日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成22年10月7日(木)午前11時15分

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年9月17日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年9月21日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Diagnostic X-ray angiography system

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., October 7, 2010 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., October 6, 2010)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十二年九月一日から施行する。

平成二十二年埼玉県教委告示第九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十二年八月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十二年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「一三、一五五円」とあるのは「一三、三七九円」と、「五、七七七円」とあるのは「五、八五一円」と、「六、三四九円」とあるのは「六、五〇四円」と、「六、八四四円」とあるのは「六、九二〇円」と、「一九、四五四円」とあるのは「一九、七〇三円」と、「七、〇八八円」とあるのは「七、二一七円」と、「二二、三六二円」とあるのは「二二、一四一元」と、「七、〇一六円」とあるのは「七、〇九二円」と、「二二、九一六円」とあるのは「二四、五八一円」と、「五、九〇六円」とあるのは「五、九六七円」と、「四、六三四円」とあるのは「四、六五〇円」と、「二〇、三六四円」とあるのは「二〇、七五六円」と、「四、〇三〇円」とあるのは「四、〇六〇円」と、「一四、四一九円」とあるのは「一五、二三〇円」とする。

平成二十二年八月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、一一五円	一三、二五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三四九円	一六、七二二円

七十歳以上	六十歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満
四、〇三〇円	四、〇三〇円	四、六三四円	五、九〇六円	六、六一二円	七、〇一六円	七、〇八八円	六、八四四円
一三、二五五円	一四、四一九円	二〇、三六四円	二三、四九九円	二四、九〇〇円	二三、九一六円	二二、三六二円	一九、四五四円